

公益的機能維持増進協定の取組

九州森林管理局 鹿児島森林管理署 吉田 貴博
佐藤 英也

1 はじめに

平成24年に国有林野の管理経営に関する法律及び森林法等が一部改正され、「公益的機能維持増進協定制度」が創設されました。

この制度は、国有林野の公益的機能の維持増進を図るため、民有林野と一体的に施業等を実施する必要があると認められる場合、森林所有者等と森林管理局が協定を締結して、国有林野事業により一体的に整備及び保全を実施できるものです。

協定の対象となる森林は、国有林内で孤立している人工林で、民有林間での集約化ができず、公益機能の発揮が期待されているものの、機能の低下又は低下のおそれがある整備が必要な森林であり、当該地区に国有林の施業予定地があることが必要な条件となります（図1）。

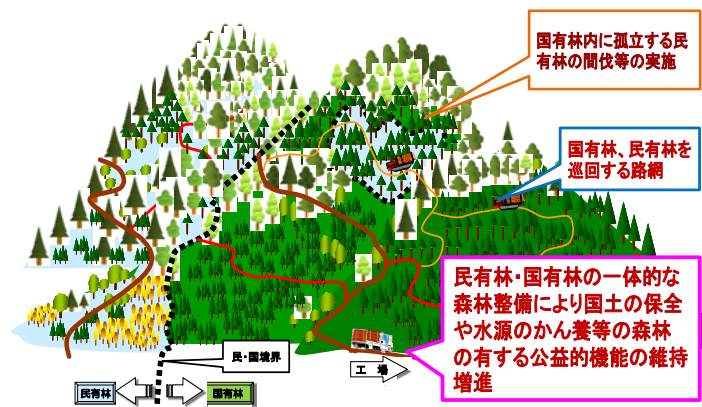
協定は、森林所有者等との合意の下で、森林管理局長が協定を締結し、その期間は最長で10年、協定内容は公告・縦覧により明確化を図ります。

協定によるメリットについては、当該地区における森林の公益的機能の維持増進が期待され、販売できる間伐木がある場合、円滑な販売ができるよう国が販売委託先を紹介します。

また、事業費の一部を国が負担（当該民有林の整備等に要した経費の2/3以上）するので、民有林の補助事業と同等の助成水準となります。

平成26年3月に霧島市国分川内^{こくぶかわうち}地域公益的機能維持増進協定を締結し、平成26年度に森林整備事業（保育間伐【活用型】）を実施しましたのでその取組について報告します。

図1 公益的機能維持増進協定のイメージ



2 公益的機能維持増進協定の締結

（1）候補地の選定

平成25年度森林計画樹立作業中の南薩森林計画区で介在地の洗い出しを行いました。

手入れが行き届いた森林で間伐の必要がない森林、広葉樹の森林、面積が狭小など、南薩森林計画区では、適当な対象森林が選定できませんでした。

南薩森林計画区において、介在地を選定する上で改めて認識した課題として、

- ・要間伐林分に適合するか。
- ・地権者の同意は取り付けられるか。
- ・国有林の事業実行予定と融合するか。

などがありました。

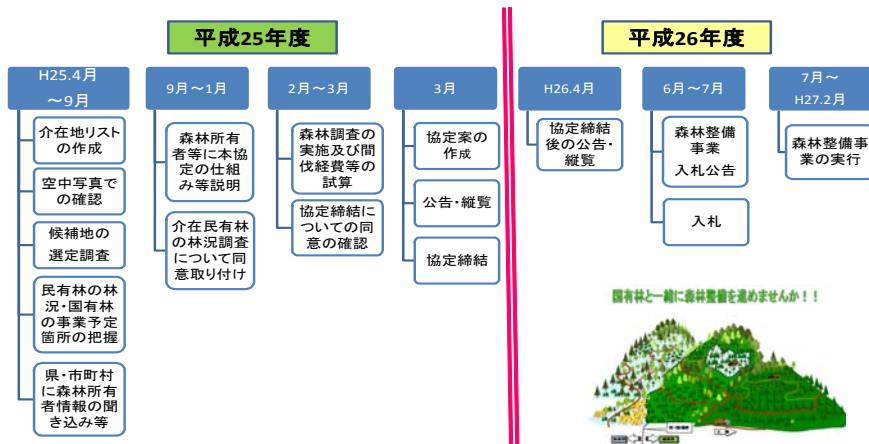
次に始良森林計画区について、事業予定箇所付近から介在地を調査しました。

平成27年度事業予定箇所の131り林小班付近に介在する民有林があったので、国有林側の事業の前倒しを意識しつつ、介在地周辺の国有林の伐採指定を確認した上で、候補地として絞り込みました。

介在地は、3箇所に分かれています。所有者は1人であり、公益的機能別施業森林に指定されていることから、協定の対象森林に該当しました。

図 2 協定締結及び森林整備の経過

平成25年度 公益的機能維持増進協定(森林整備型)の締結
平成26年度 森林整備事業の実行



(2) 協定対象森林の位置及び概要 (図3、表1)

図 3

協定対象森林の位置

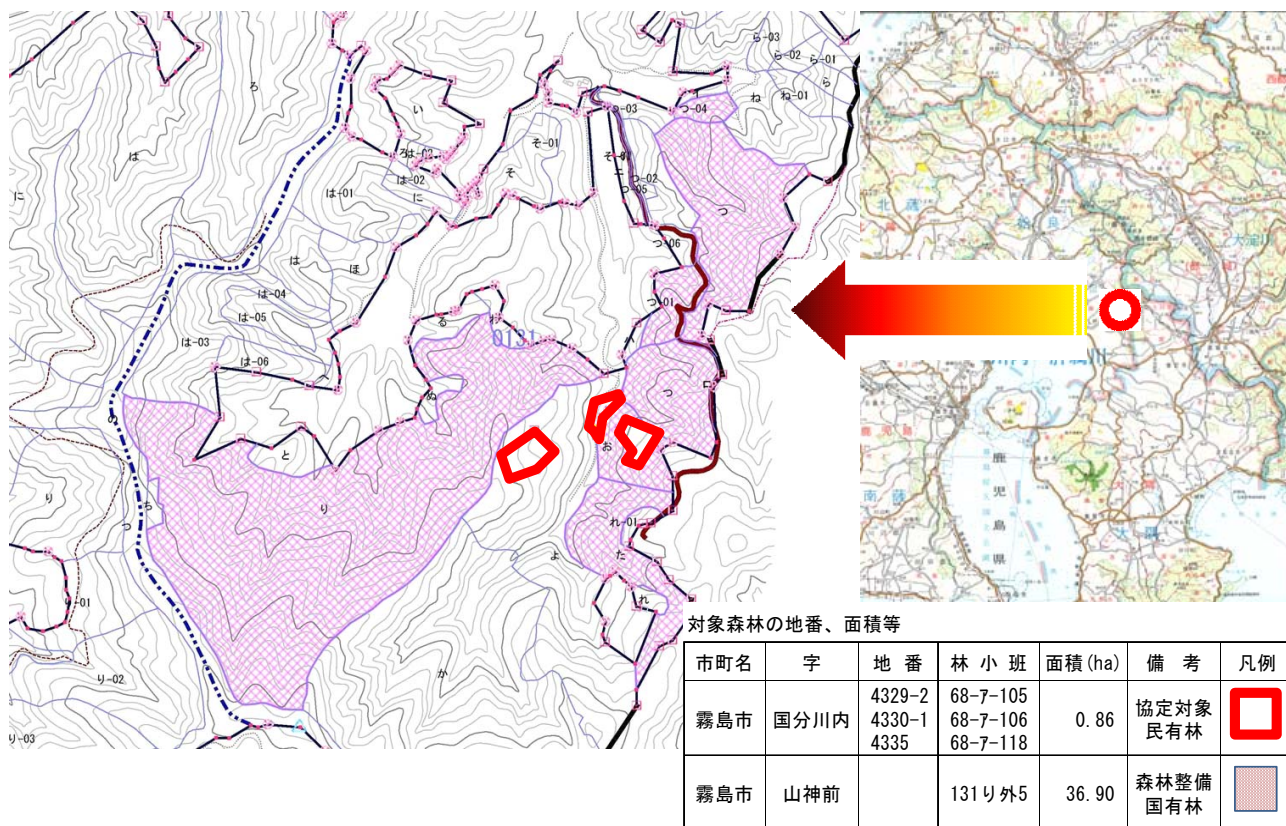


表1 協定対象森林の概要

所有別	協定面積 (ha)	人・天別	樹 種	林 齢	立木材積 (m3)	伐採材積 (m3)
民有林	0.86	人工林	スギ・ヒノキ	41～46	453	145
国有林	36.90	人工林	スギ・ヒノキ	42～57	19,110	6,251
計	37.76				19,563	6,396

表2 森林整備事業の実行状況

作業種	所有区分	面積 (ha)	集造材数量(m3)		
			A・B材	C材	計
保育間伐 (活用型)	国有林	35.28	3,060	799	3,859
	民有林	0.86	92	31	123
計		36.14	3,152	830	3,982
保育間伐 (存置型)	国有林	21.74			
合計		57.88	3,152	830	3,982

3 森林整備事業の実行

(1) 平成26年7月に山神前国有林森林整備(保育間伐【活用型】)請負事業を契約し、平成27年2月末までに森林整備事業を完了しました(表2)。

(2) 事業実行箇所のR Y
(収量比数)の変化については、(表3)のとおりであり、適正な間伐が実施され、林内の状況も(図4)のとおり、地表に太陽光が差し込み、既に下層植生の侵入を確認することができます。

表3 事業実行箇所のRY(収量比数)の変化

所有区分	国有林 (字)	林班 (地番)	小班	契約 面積 (ha)	実行前		伐採率(%)				実行後	
					スギ	ヒノキ	スギ		ヒノキ		スギ	ヒノキ
					RY	RY	本数	材積	本数	材積	RY	RY
民有林	国分川内	4329	-2	0.14	0.90		34	27			0.81	
		4330	-1	0.43	0.90	0.80	39	36	39	36	0.79	0.62
		4335		0.29	0.95	0.90	34	31	34	31	0.87	0.76
	計			0.86								
国有林	山神前	131	り	22.98	0.81	0.72	36	35	33	33	0.65	0.59
		131	た	3.09	0.84	0.90	35	32	34	32	0.79	0.75
		131	つ	6.86	0.93	0.87	32	32	37	34	0.85	0.75
		131	つ1	0.85		0.85			37	32		0.68
		131	つ4	0.41		0.85			37	32		0.68
		131	お	1.07		0.85			37	32		0.68
	計			35.26								

図4

森林整備の実行前後の林内状況



(整備前)



(整備後)

（３）協定者協力金の負担については、①協定金の上限額の計算方法による金額（協定者の森林に係る事業費の３分の１に相当する額）と②木材販売額のいずれか小さい方を協力金とするこことしており、今回の場合、協定者には、前者①による金額をご負担いただきました。

４ まとめ

「民有林の森林整備においては、森林経営計画の認定が必要で集約化に苦慮している状況である。単独での森林整備が困難な民有林介在地を国有林野事業により一体的に森林整備が実施できたことは有意義でありがたい。」とのコメントを霧島市の林務担当者からいただきました。

今回の取組により、森林整備を実施したことで、樹木の成長や根の発達が促進され、林内の地表へ太陽光が差し込み下層植生が繁茂することで、水源のかん養、土砂崩壊等の山地災害防止、生物多様性の保全等が図られ、当制度の目的とする公益的機能の維持増進がより一層図られていくものと考えます。

最後に、今回の取組は、初めてのことであり、限られた時間の中で大変苦勞しましたが、関係各位のご協力を得ながら実施することができました。この機会をお借りしまして厚く御礼申し上げます。